

28交建工第1670号
平成29年 3月30日

地下鉄及び路面軌道の営業線保線業務における
「軌道施工管理者」資格・認定要領
(第6回改訂)

平成29年4月
東京都 交通局 建設工務部

目 次

第1章 総 則

第1条 (目的)	1
第2条 (適用範囲)	1
第3条 (用語の意味)	1
第4条 (業務)	1
第5条 (認定業務)	2

第2章 申 請

第6条 (申請資格)	2
第7条 (申請受付期間)	2
第8条 (申請手続き)	2

第3章 講 習

第9条 (講習方法)	3
第10条 (新規講習の内容)	3
第11条 (継続講習の内容)	3
第12条 (現場講習の内容)	3

第4章 確認試験

第13条 (理解度確認試験及びクレペリン検査)	4
-------------------------	---

第5章 合否判定

第14条 (合否判定)	4
-------------	---

第6章 認 定

第15条 (認定及び認定証の交付)	4
第16条 (認定証の効力)	4
第17条 (認定証の有効期限)	4
第18条 (認定の継続手続)	5
第19条 (認定の取消、失効)	5
第20条 (所属会社の変更等)	5
第21条 (再交付手続き)	5

第7章 (点 検)

第22条 (状況点検)	5
-------------	---

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、東京都交通局建設工務部保線管理所が所管する地下鉄及び路面軌道の営業線における保線業務の立会を当局立会者に代わり「軌道施工管理者」が行う場合に必要資格条件、業務内容、手続き等を定めたものであり、工事の安全施工はもとより、電車運行の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、軌道施工管理者の資格条件・業務内容・手続き等に関して定めるものとする。なお、この要領に定めのないものについては、以下を準用する。

- (1) 東京都地下高速電車土木施設実施基準
- (2) 保線係員作業安全要領
- (3) 東京都交通局安全衛生管理規程
- (4) 東京都交通局労働安全衛生保護具取扱要綱
- (5) 東京都交通局地下高速電車係員規程
- (6) 東京都交通局軌道係員規程
- (7) 地下高速電車係員服務要綱
- (8) 地下高速電車運転取扱実施基準
- (9) 東京都交通局軌道運転取扱心得
- (10) 地下高速電車保守用車及びトロリー取扱要領
- (11) 東京都交通局電車軌道整備心得
- (12) 保線用機械器具取扱管理要領
- (13) 保線作業等認定要領
- (14) 東京都交通局鉄道事業及び軌道事業安全管理規程
- (15) 立会の手引き
- (16) 緊急時対応マニュアル

(用語の意味)

第 3 条 この定めによる用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「軌道施工管理者」とは、当局立会者に代わり「認定業務」を行うことを建設工務部長が認定した者をいう。
- (2) 「保線業務」とは、営業線における鉄道事業及び路面事業の軌道に関する工事、点検、検査、調査等（以下、工事等という）をいう。
- (3) 「認定業務」とは、当局立会者が行う営業線での工事等の立会業務のうち、第5条で認定された保線業務をいう。

(業 務)

第 4 条 軌道施工管理者の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 認定業務を行う場合は、事前に当局監督員と十分打合せのうえ行うこと。
なお、打合せ・指示事項は、その都度工事報告書に記載すること。
- (2) 軌道施工管理者は、東京都交通局の諸規定を遵守のうえ、作業中は現場に常駐し、安全確保に努めること。特に、運転保安上の安全管理については、十分注意すること。
- (3) 軌道施工管理者は、現場代理人等を兼務することができる。
- (4) 認定業務の実施にあたっては、「構内入退場連絡票」(別紙1)の手続きをし、当日の作業区間のトロリー通過予定表を事前に確認すること。
- (5) 線路内へ立入る場合は、作業員の人数を確認するとともに駅係員に最終列車の確認をすること。
- (6) トロリーの通過に際しては、トロリー通過に支障のないことを確認のうえ通過させ

- ること。
- (7) 作業中、線路施設に異常を発見した時、または損傷を与えた時は、損傷の程度に係わらず、直ちに所管の保線管理所の（直営）班長（不在時は夜間連絡センター）に報告し、その指示に従うこと。路面軌道の場合は、夜間連絡員に報告し、その指示に従うこと。
 - (8) 作業終了後は、仮置資機材及び作業員の員数を確認するとともに、仮置資機材等の飛散防止や限界支障等の安全確認を行い、その状況を写真撮影すること。特に、忘れ物には十分気をつけること。
 - (9) 認定業務を終了した場合は、工事日報に記載するとともに、速やかに「工事報告書」（別紙2）及び「工事安全確認カード」（別紙3）を監督員に提出すること。

（認定業務）

第 5 条 軌道施工管理者が行う認定業務は、東京都交通局立会者が行う営業線での工事等の立会業務のうち、次の各号を除く保線業務とする。

- (1) 「線路閉鎖」を伴う場合
- (2) 「トロリー使用」を伴う場合
- (3) 「作業申請」を伴う場合
- (4) 他の基準規程等で監督員等の立会いが決められている場合
- (5) 保線管理所または受注者において、初めての工法を採用する場合
- (6) 分岐器作業や連続した軌道整備作業等を行う場合
- (7) 軌道仮受等で徐行を行う場合
- (8) 作業が、他の区と関係する場合
- (9) 工事施工に伴い運転保安上、何らかの支障の発生が懸念される場合

第 2 章 申 請

（申請資格）

第 6 条 軌道施工管理者の申請資格は、東京都建設工事等競争入札参加有資格者のうち「軌道」業種に登録されている軌道業者と恒常的雇用関係にあり、次の条件を満たす者とする。

- (1) 軌道工事に関し5年以上の実務経験を有すること。
- (2) 実務経験には1年以上の営業線軌道工事の経験を含むこと。
ただし、1年以上の営業線軌道工事の実務経験のうち、鉄道の保守に関する実務経験が6ヶ月に満たない場合は、路面軌道限定の軌道施工管理者として認定する。
- (3) 当局退職者が申請する場合は、前号の規定にかかわらず、保線管理所に3年以上在籍した者とする。
- (4) 視 力 : 両眼で0.7以上、片眼0.3以上（矯正可）
色 覚 : 正常であること
聴 力 : 純音聴力検査 1000Hz : 40dB以内、4000Hz : 65dB以内

（申請受付期間）

第 7 条 軌道施工管理者の認定申請は、1年に1回の受付期間を設けることとし、適切な方法（東京都交通局ホームページ等）により申請に必要な事項について公表する。

（申請手続き）

第 8 条 軌道業者は、軌道施工管理者の申請にあたり、認定申込申請書（様式1号）に次の書類を添付し、建設工務部長あてに1部提出する。

- (1) 経歴書（様式 2号）
- (2) 恒常的雇用関係が確認できる書類（保険証の写し等）
- (3) 認定証用写真（縦30mm×横24mm）新規2枚、継続1枚
- (4) 医学適正検査結果

医学適正検査結果の内容は、第6条（4）が確認できる書類とし、申請日から1年以内に行われた健康診断結果等、によるものとする。

色覚について運転免許証（写）は不可とし、検査結果を提出すること。

第3章 講習

（講習の方法）

第9条 建設工務部長は、軌道業者からの申請に基づき、新規講習、継続講習を計画的に実施する。

2. 保線管理所長は、軌道業者からの現場講習申請（様式4号）に基づき、現場講習を計画的に実施する。

（新規講習の内容）

第10条 新規講習の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地下鉄及び荒川線の概要
- (2) 軌道構造及び基準
- (3) 事故防止と緊急時の対応
- (4) 地下鉄及び路面の電気設備
- (5) 安全管理

2. 第6条（3）に規定する当局退職者が退職後1年以内に申請する場合は、経歴書の内容に基づき、免除する事ができる。

（継続講習の内容）

第11条 継続講習の内容は、次のとおりとする。

(1) 当局発注の営業線での軌道工事において、軌道施工管理者として、過去3年以内に6ヶ月以上の実務経験を有する場合

- 1) 事故防止と緊急時の対応
- 2) 地下鉄及び路面の電気設備
- 3) 安全管理

(2) (1) 以外の場合は、新規講習に準じて行うものとする。

ただし、講習内容の理解度確認は、継続講習に準ずる。

（現場講習の内容）

第12条 現場講習の内容は、次のとおりとする。

(1) 地下鉄

- 1) 線路施設概要・トロリー指揮者マニュアル
- 2) 実習（受注した工事の安全管理・線路巡視等）

なお、3ヶ月以内に当該路線の「現場講習」を受講している場合は、1)の内容を他の内容に変更することができる。

(2) 荒川線

- 1) 軌道係員規程・軌道運転取扱心得
- 2) 電車軌道整備心得
- 3) 実習（受注した工事の安全管理・線路巡視等）

2. 保線管理所長は、工事に関する所内研修を実施する場合、工事契約期間中の軌道施

工管理者に研修実施を通知し、参加させるものとする。（例：モーターカー脱線復旧訓練等）

第4章 確認試験

（理解度確認試験及びクレペリン検査）

第13条 建設工務部長は、新規講習及び継続講習終了後、次のとおり理解度確認試験を行うものとする。

- | | | |
|------------|------|-----|
| （1）新規講習終了時 | 90分間 | 50問 |
| （2）継続講習終了時 | 45分間 | 25問 |

2. クレペリン検査は、内田クレペリン精神検査とし、判定基準は、東京都交通局適性検査実施要綱（59交総第310号）に準ずるものとする。
3. 受験中に不正を行った者については、直ちに会場から退場させ、その後の理解度確認試験の受験は認めない。
不正を行った者については、3年間は軌道施工管理者の認定申請はできない。

第5章 合否判定

（合否判定）

第14条 建設工務部長は、申請書類、理解度確認試験及びクレペリン検査の結果に基づき、合否を判定し認定する。なお、合否の内容については、公表しないものとする

2 クレペリン検査の結果が東京都交通局適性検査実施要綱（59交総第310号）の合格基準に満たない場合、1回だけ再検査を行うことができる。

第6章 認定

（認定及び認定証の交付）

第15条 建設工務部長は、軌道施工管理者を認定した場合、所属する軌道業者あて通知書（様式 3号）を交付するとともに、認定証（様式 7号）及び、新規認定の場合は認定記録（様式 8号）を交付する。

2. 路面軌道限定の軌道施工管理者の場合は、認定証に「荒川線限定」と記載する。
なお、その後、地下鉄営業線での軌道工事の実務経験が6ヶ月以上を有した場合は、継続手続き時に限定箇所を削除する。

（認定証の効力）

第16条 認定証は、認定証交付後、契約ごとに実施する現場講習の受講をもって、その工事等についての効力を発生する。

2. 効力発生の際として現場講習終了後、軌道業者あて通知書（様式 5号）を交付するとともに、認定記録に押印（所長印）する。

（認定証の有効期限）

第17条 認定証の有効期限は、交付の日または継続の日から3年後の年度末とする。
ただし、工事等が有効期限を超えて継続するときは、工事等の完了日とする。

(認定の継続手続)

第18条 認定の継続手続については、第6条～第8条及び、第15条～第17条を準用する。

(認定の取消し、失効)

第19条 建設工務部長は、軌道施工管理者として相応しくない行為や業務遂行に支障を来す場合等があった場合は、認定を取消することができるものとする。

2. 取消しを受けた者は、取消しを受けた日から3年間は軌道施工管理者としての認定申請はできないものとする。
3. 軌道業者は、認定の取消し、失効があった場合は、速やかに認定証を返納することとする。

(所属会社の変更等)

第20条 軌道業者は、軌道施工管理者が会社を退職した場合、速やかに届け出るとともに、認定証を返納するものとする。

2. 軌道業者は、過去3ヶ月以内に軌道施工管理者であった者が入社した場合、再交付申請の手続きをすることができる。この場合、建設工務部長は、残余の期限の認定証を再交付する。

(再交付手続)

第21条 認定証を紛失、毀損した場合は、再交付申請手続により随時再交付する。

2. 再交付の申請手続は、第8及び15条を準用する。
3. 再交付申請の場合は、第8条(3)の書類を添付する。
4. 再交付の場合の有効期限は、再交付前の有効期限とする。
5. 再交付した場合、認定証に「再交付」を記載する。

第7章 点 検

(状況点検)

第22条 監督員は、軌道施工管理者の対応等について、必要により(原則として1～2ヶ月に1回、認定業務20～30回に1回)点検を行わなければならない。

2. 監督員は、点検結果を対応等点検票(別紙 4)に記載し、軌道施工管理者に不適切な対応等があった場合は、必要な措置を講じることとする。